

第4章

計画の推進にあたって

推進体制

(1) 伊賀市男女共同参画審議会による評価

伊賀市男女共同参画推進条例第12条に基づき、伊賀市男女共同参画審議会を開催し、市の男女共同参画施策等について、市長の諮問に対して答申を行います。さらに、毎年、男女共同参画施策の進捗状況に対して評価と提言を行い、公表します。

(2) 庁内の推進体制の充実

男女共同参画担当部長を会長とし、各部署の委員からなる伊賀市男女共同参画推進会議を開催します。そのなかで、年度毎に年次実施計画を検討し、教育、福祉、労働などあらゆる分野で全施策を男女共同参画の視点で見直し、計画の推進を図ります。

(3) 市職員の男女共同参画に関する研修

これまでも計画的に男女共同参画に関する職員研修を実施してきましたが、職員が男女共同参画の視点をもって施策を推進し、また、性別にとらわれず能力を発揮できる職場環境を整備するため、今後も継続して研修を実施し、内容の充実を図ります。

(4) 関係機関、市民、NPO*等との連携

男女共同参画社会*を実現するためには、住民自治協議会*やNPO、企業などと連携して推進していく必要があります。

これまで伊賀市男女共同参画ネットワーク会議と連携してフォーラムを開催するなど、地域の男女共同参画社会の実現に向けて取り組んできましたが、今後も伊賀市男女共同参画ネットワーク会議等と連携して施策を推進します。

(5) 男女共同参画センターの活用

男女共同参画の推進に関する啓発、学習、各種相談事業を行います。また、伊賀市男女共同参画ネットワーク会議会員の活動拠点及び市民の交流の場として活用していきます。

(6) 計画の進行管理

毎年、実施計画に基づく進捗状況を把握し、公表します。計画期間中の社会情勢の変化に対応した新たな施策についても進捗状況の把握、進行管理の対象とします。

(7) 男女共同参画に関する相談・苦情への対応

市が実施する男女共同参画の推進に関する施策、または男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民または事業者から相談・苦情を受けた場合には、適切に対応します。また、市民からの様々な相談に応じる体制や機能について充実を図ります。

參考資料

1 策定経過

年月日	男女共同参画審議会	市議会	市民等	庁内会議
2014年 平成26年 10月	第2回審議会 意識調査の内容について			
11月			伊賀市男女共同参画に関する意識調査 2,000人を対象	
2015年 平成27年 3月	第3回審議会 意識調査の結果について			
4月			計画策定方針についてパブリックコメント募集	
5月				第1回推進会議 体系と事業の方向性について検討
7月	第1回審議会 計画策定方針に関するパブリックコメント結果について			
8月	第2回審議会 男女共同参画基本計画について市長からの諮問 体系・掲載事業とその概要について検討			第2回推進会議 事業の概要について
9月			ネットワーク会議会員の意見交換会	第3回推進会議 計画中間案について
10月	第3回審議会 計画中間案について	計画中間案の報告		第38回総合政策会議 計画中間案について
11月			計画中間案についてパブリックコメント募集	
12月	第4回審議会 計画最終案について			第4回推進会議 計画最終案について
2016年 平成28年 1月	男女共同参画基本計画について市長への答申			第42回総合政策会議 計画最終案について
3月		計画策定の報告		

2 伊賀市男女共同参画推進条例

平成16年11月1日条例第12号

改正

平成20年3月26日条例第6号

平成22年3月30日条例第2号

目次

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 基本的施策(第8条—第11条)

第3章 伊賀市男女共同参画審議会(第12条—第16条)

第4章 補則(第17条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、社会のあらゆる分野において、市、市民及び事業者が協働して取り組み、もって、男女の人権が尊重される男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が性別にかかわりなく個人として尊重され、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、男女が対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、かつ、ともに責任を担うことをいう。

2 この条例において「積極的改善措置」とは、男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女いずれか一方に対し、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。

3 この条例において「事業者」とは、営利を目的とした事業を行う法人及び個人並びに公益法人その他社会のあらゆる分野において経済活動又は社会活動を行う法人をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画を推進するための基本理念は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 男女の人権が尊重され、性別による差別を受けることなく、個人として能力を発揮する機会を確保すること。
- (2) 性別による男女の固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行が、社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮すること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会を確保すること。
- (4) 男女が相互に協力し、家事、育児、介護その他家庭生活における活動と就業その他社会生活における活動が両立できるよう環境を整備すること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画社会の実現に向けた施策(積極的改善措置を含む。)を策定し、実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施するに当たり国、県、市民及び事業者との連携に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女の性別による差別的取扱いの排除と固定的役割分担意識に基づく制度及び慣行の改善に努めなければならない。

2 市民は、男女共同参画について理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他あらゆる分野において、男女共同参画社会の実現に努めなければならない。

3 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動において、男女が対等に参画する機会の確保及び職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動の両立ができる職場環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止等)

第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 性別を理由とする差別的取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント(相手の意に反した性的な言動により、相手の尊厳を傷つけ、又は不利益を与える行為)

(3) ドメスティック・バイオレンス(配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力行為)

2 市は、前項各号に掲げる行為の防止について必要な啓発等に努めるものとする。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の促進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定する。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、第12条に規定する審議会の意見を聴くとともに、市民等の意見が反映されるように努めるものとする。

4 市長は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(市民相談等)

第9条 市は、性別に基づく差別、人権の侵害等に関する市民の相談に対し、関係機関との連携をとり、助言指導等を行うとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(推進体制)

第10条 市は、市民及び事業者の協力の下に施策を推進するため、必要な体制整備に努めるものとする。

(調査研究)

第11条 市は、施策の策定及び実施に関し調査研究等必要な措置を講ずるものとする。

第3章 伊賀市男女共同参画審議会

(伊賀市男女共同参画審議会)

第12条 次に掲げる事項について調査審議するため、伊賀市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(1) 伊賀市男女共同参画基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 男女共同参画社会実現のための施策の基本的事項及び重要事項

(3) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に関する評価

2 審議会は、前項に規定する事項の調査審議について市長に報告するとともに、意見を述べることができる。

(組織等)

第13条 審議会は、市長が委嘱し、又は任命する委員20人以内によって組織する。

- 2 男女のいずれか一方の委員数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 3 委員の一部は、公募により選出するよう努めなければならない。
- 4 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員が互選する。
- 6 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第14条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第15条 審議会は、必要に応じ専門の事項を調査審議するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に必要な事項は、別に会長が定める。

(庶務)

第16条 審議会の庶務は、人権生活環境部人権政策・男女共同参画課において処理する。

第4章 補則

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則(平成20年3月26日条例第6号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月30日条例第2号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

3 伊賀市男女共同参画審議会委員名簿

平成 28 年 3 月現在

氏名	所属団体等
小林 正	学識経験者(三重大学大学院教授)
吉藤 綾子	学識経験者(元幼稚園園長)
辻村 喜美	伊賀市民生委員・児童委員連合会代表(福祉関係団体)
川瀬 静子	伊賀市商工会女性部代表(商工関係団体)
岡森 久剛	企業代表(中外医薬生産(株))
大西 徹	伊賀市小・中学校校長会代表(教育関係団体)
森田 文彦	地域代表(伊賀市上野南部地区住民自治協議会)
和田 理	伊賀公共職業安定所長(就労関係団体)
繩手 誠	伊賀北部農業協同組合代表(その他各種団体)
今井 和子	伊賀市男女共同参画ネットワーク会議代表
和田 桃子	三重県環境生活部男女共同参画・NPO課
竹岡 順子	公募委員
前川 清	公募委員

計 13 人　女性 6 人　男性 7 人

4 伊賀市男女共同参画都市宣言

男女共同参画都市宣言

私たちは

性別にとらわれず 互いを人として尊び

それぞれの個性と能力をいかせるまちをめざし

社会のあらゆる分野で

共に参画し 責任を分かれ合い

のびやかで 心豊かに暮らせるまちをめざし

豊かな自然と培われた文化を次代につなげ

平等と平和が根づくまちをめざして

ここに「男女共同参画都市」を宣言します

平成17年9月26日

伊賀市

5 男女共同参画社会基本法

改正 平成11年 7月16日 法律第102号
同 11年 12月22日 同 第160号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取り扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようになりますことを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の國務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対して、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもつて存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第4条 総理府設置法(昭和24年法律第127号)の一部を次のように改正する。

第4条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第13条第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する男女共同参画基本計画の案を作成すること。

附 則(平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日 平成13年1月6日)

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日
(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則(平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

6 男女共同参画に関する国内外のあゆみ

年	世界の動き	日本の動き	三重県	伊賀市
1975年 昭和50年	◆国際婦人年 ◆「国際婦人年世界会議」開催（メキシコシティ） ◆1976年から10年間を「国連婦人の十年」と決定（国連総会）	◆婦人問題企画推進本部、婦人問題企画推進会議設置 ◆「教員等育児休業法（女子職員、看護婦、保母等対象）」公布		
1976年 昭和51年	◆ILO（国際労働機関）に婦人労働問題担当を設置	◆民法改正（離婚後の氏の選択）		
1977年 昭和52年		◆「国内行動計画」策定 ◆国立婦人教育会館会館 ◆「国内行動計画前期重点目標」発表	◆「婦人関係行政推進連絡会議」設置	
1978年 昭和53年			◆「三重県婦人問題懇話会」設置	
1979年 昭和54年	◆国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）を採択		◆「三重県の婦人対策の方向」（県内行動計画）策定	
1980年 昭和55年	◆「国連婦人の十年」中間年世界会議開催（コペンハーゲン） ◆世界会議で「女子差別撤廃条約」署名式	◆民法改正（配偶者の法定相続分引上げ） ◆「女子差別撤廃条約」署名		
1981年 昭和56年	◆「ILO156号条約」採択（ILO総会） ◆「女子差別撤廃条約」発効	◆「国内行動計画後期重点目標」発表	◆「明日の婦人問題を考える三重県会議」設置	
1985年 昭和60年	◆「国連婦人の十年」最終年世界会議開催（ナイロビ） ◆「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	◆「国籍法」改正（国籍の父母両系主義確立） ◆「女子差別撤廃条約」批准		
1986年 昭和61年		◆「男女雇用機会均等法」施行		
1987年 昭和62年		◆「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	◆「みえの第2次行動計画－アイリスプラン」策定	
1990年 平成2年	◆「ナイロビ将来戦略の実施に関する見直しと評価に伴う勧告」採択			
1991年 平成3年		◆「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第一次改定		
1992年 平成4年		◆「育児休業法」施行 ◆婦人問題担当大臣設置		
1993年 平成5年	◆「世界人権会議」開催（ワイン）	◆中学校で家庭科の男女必修完全実施 ◆「パートタイム労働法」成立		
1994年 平成6年	◆「国際人口・開発会議」開催（カイロ）	◆高校で家庭科の男女共修開始 ◆総理府に「男女共同参画室」及び「男女共同参画審議会」設置 ◆「男女共同参画推進本部」設置	◆三重県女性問題協議会から「第3次三重県女性行動計画（仮称）策定に関する基本的事項について」提出 ◆三重県女性センター開館	

年	世界の動き	日本の動き	三重県	伊賀市
1995年 平成7年	<ul style="list-style-type: none"> ◆「女性に対する暴力をなくす決議」採択(国連人権委) ◆「第4回世界女性会議」開催(北京) ◆「北京宣言及び行動綱領」採択 ◆「人権教育のための国連10年」始まる 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「育児・介護休業法」成立 ◆「ILO156号条約」批准 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「みえの男女共同参画プラン－アイリス21」策定 	
1996年 平成8年		<ul style="list-style-type: none"> ◆「男女共同参画2000年プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆男女共同参画推進協議会より緊急提言提出 ◆「三重県審議会等女性委員登用促進基本要綱」の制定(施行は、H9.4.1から) 	
1997年 平成9年		<ul style="list-style-type: none"> ◆「男女雇用機会均等法」改正 ◆「労働基準法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ◆男女共同参画推進協議会より提言－男女共同参画社会の実現を目指して－提出 	
1998年 平成10年			<ul style="list-style-type: none"> ◆アイリス21推進連携会議(アイリスネットワーク)設置 	
1999年 平成11年	<ul style="list-style-type: none"> ◆国際高齢者年 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「改正男女雇用機会均等法」全面施行 ◆「男女共同参画社会基本法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「三重県男女共同参画推進懇話会」設置 	
2000年 平成12年	<ul style="list-style-type: none"> ◆国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク) ◆「北京宣言及び行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブ」(いわゆる「成果文書」)採択 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「介護保険法」施行 ◆「児童虐待の防止等に関する法律」成立 ◆「ストーカー規制法」成立 ◆「男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「三重県男女共同参画推進条例」制定 	
2001年 平成13年		<ul style="list-style-type: none"> ◆男女共同参画会議設置 ◆雇用保険法等一部改正 ◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)成立 ◆雇用対策法等一部改正 ◆「育児・介護休業法」一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「三重県男女共同参画審議会」設置 	
2002年 平成14年			<ul style="list-style-type: none"> ◆「男女共同参画基本計画」策定 ◆「男女共同参画基本計画第一次実施計画」策定 	
2003年 平成15年		<ul style="list-style-type: none"> ◆男女共同参画会議基本問題専門調査会「女性のチャレンジ支援策の推進について」提言提出 ◆雇用保険法等一部改正 ◆国連女子差別撤廃委員会から女子差別撤廃条約にかかる推進について勧告 ◆「次世代育成支援対策推進法」成立 ◆「児童福祉法」一部改正 ◆「少子化社会対策基本法」成立 	<ul style="list-style-type: none"> ◆男女共同参画審議会から県事業に対する評価提言を初めて実施 ◆男女共同参画年次報告を作成 	

年	世界の動き	日本の動き	三重県	伊賀市
2004 年 平成 16 年		<ul style="list-style-type: none"> ◆「職業安定法」及び「労働者派遣事業法」一部改正 ◆「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」成立 ◆女子差別撤廃委員会による勧告 ◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV 防止法)一部改正 ◆「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的な実施計画について」(子ども・子育て支援プラン)決定 		<ul style="list-style-type: none"> ◆上野市、伊賀町、島ヶ原村、阿山町、大山田村、青山町の 6 市町村が合併し「伊賀市」が誕生 ◆「男女共同参画に関する意識調査」実施 ◆合併により人権政策部に「男女共同参画課」設置 ◆「伊賀市男女共同参画推進条例」制定
2005 年 平成 17 年	◆第 49 回国連婦人の地位委員会(通称「北京十 10」)開催(ニューヨーク)	<ul style="list-style-type: none"> ◆「育児・介護休業法」一部改正 ◆「男女共同参画基本計画」(第 2 次)策定 	◆「男女共同参画基本計画第二次実施計画」策定	<ul style="list-style-type: none"> ◆「伊賀市男女共同参画推進会議」設置 ◆「伊賀市男女共同参画審議会」設置 ◆「伊賀市男女共同参画都市宣言」
2006 年 平成 18 年	◆「東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催(東京)			◆「伊賀市男女共同参画基本計画」策定
2007 年 平成 19 年	◆「第 2 回東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催(インド)	<ul style="list-style-type: none"> ◆「改正男女雇用機会均等法」が制定 ◆「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス※)憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 		
2008 年 平成 20 年		◆「パートタイム労働法」改正		
2009 年 平成 21 年	◆「第 2 回東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催(ソウル)	◆「育児・介護休業法」改正	◆「平成 21 年度男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」実施	◆「男女共同参画に関する意識調査」実施
2010 年 平成 22 年		◆「第 3 次男女共同参画基本計画」策定		
2011 年 平成 23 年	◆「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Woman)」発足		◆「第 2 次三重県男女共同参画基本計画」策定	◆「第 2 次伊賀市男女共同参画基本計画」策定
2012 年 平成 24 年	<ul style="list-style-type: none"> ◆第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 ◆ラオス人民民主共和国ビエンチャン特別市において「第 1 回女性に関する ASEAN 閣僚級会合」開催 	<ul style="list-style-type: none"> ◆女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議において「『女性の活躍促進による経済活性化』」行動計画～働く『なでしこ』大作戦～」策定 	◆「第 2 次三重県男女共同参画基本計画第 1 期実施計画」策定	

年	世界の動き	日本の動き	三重県	伊賀市
2013年 平成25年		<ul style="list-style-type: none"> ◆若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 ◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」一部改正（平成26年1月施行） ◆「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる。 		
2014年 平成26年	<ul style="list-style-type: none"> ◆第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる。 ◆女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（WAW!Tokyo2014）開催 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「女性の大活躍推進三重県会議」設立 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「男女共同参画に関する意識調査」実施
2015年 平成27年	<ul style="list-style-type: none"> ◆国連「北京+20」記念会合（第59回国連婦人の地位委員会） ◆第3回国連防災世界会議（仙台）「仙台防災枠組」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「女性の活躍加速のための重点方針2015」策定 ◆「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 ◆「第4次男女共同参画基本計画」策定 		<ul style="list-style-type: none"> ◆「女性の大活躍推進三重県会議」へ加入
2016年 平成28年				<ul style="list-style-type: none"> ◆「第3次伊賀市男女共同参画基本計画」策定

7 用語説明

あ 行	
伊賀農業女性ネットワーク	伊賀地域の女性農業委員が発起人となり、農業や農村を元気にすることを共通のテーマに発足。伊賀、名張両市で農畜産物の生産・加工・販売をはじめ、地産地消・食育活動などに取り組んでいる女性農業団体です。
育児・介護休業法 (育児休業、介護休業等 育児又は家族介護を行 う労働者の福祉に関する法律)	1991（平成3）年に育児休業法が公布され、その後1995（平成7）年に育児・介護休業法と改正され、1999（平成11）年に介護休業も本格的に施行されました。 より利用しやすい仕組みにするために、2005（平成17）年に育児休業制度などの見直しが行われました。さらに、2009（平成21）年には、子育て期間中の働き方の見直し、父親も子育てができる働き方の実現、仕事と介護の両立支援のため、実効性の確保を伴った改正が行われました。
イクボス	部下のワーク・ライフ・バランスに配慮し、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も上げつつ、自らも仕事と私生活を楽しむ管理職や経営者のことです。
意識調査	2014（平成26）年11月に実施した「伊賀市男女共同参画に関する意識調査」（文中では「意識調査」と省略）。
イニシアティブ	率先して提唱する政治の方針。
NPO	民間非営利組織。営利を目的とせず、自発的に社会的な活動を行う団体のことです。なお、NPOの中で法人格を取得したものを、特定非営利活動法人（NPO法人）といい、狭義のNPOとして用いることがあります。
M字型曲線	女性労働者の年齢階層別の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）をグラフに表すと、30歳代前半をボトムとするM字カーブを描くことから、女性労働者の働き方をM字型曲線といいます。
エンパワーメント	力をつけること。本来持っている力を回復させること。女性が政治・経済・社会・家庭など社会のあらゆる分野で、自分で意志決定し、行動できる能力を身につけることが、男女共同参画社会の実現に重要であるという考え方。
か 行	
改正男女雇用機会均等法	1997（平成9）年の改正において、ポジティブ・アクションとセクシュアルハラスメントについて初めて法律に規定しました。2007（平成19）年には、性別による差別禁止の範囲の拡大や妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止などの改正がなされました。
家族経営協定	家族で取り組む農業経営について、経営の方針や家族一人ひとりの役割、就業条件・就業環境について家族みんなで話し合いながら決めるものです。
キャリア教育	社会人・職業人として自立していくことができるようするために、しっかりとした勤労観、職業観を身につけることを目的とした教育のことです。
キャリア形成	個人が職業能力を作り上げていくこと、すなわち、関連した職務経験の連鎖を通して職業能力を形成していくことです。

ゲストティーチャー	事前に登録された一般市民の方が、特技を活かして小中学校、幼稚園、保育園、公民館などで講師を務めます。
固定的性別役割分担意識	「男は仕事、女は家庭」や「男は主、女は従」などに表されるように、性別によって役割を分担するのが当然、あるいは自然だとする固定的な意識をいいます。
さ 行	
ジェンダー (社会的性別)	生物学的な「性」でなく、社会的・文化的に作られた「性差」を指します。
ジェンダー・ギャップ指数（GGI）	各国の社会進出における男女格差を示す指標。世界経済フォーラム（WEF）が毎年公表しているもので、経済活動や政治への参画度、教育水準、出生率や健康寿命などから算出されます。
次世代育成支援特定事業主行動計画	次世代育成支援対策推進法に基づき策定された、職員が仕事と家庭生活を両立できるような職場環境の整備等を目的に、政令で定められた国や地方公共団体の機関における行動計画。
市民活動	「市民活動支援センター」における「市民活動」の定義に準拠し、「市民が主体となって自ら行う、住民自治活動やNPO活動、ボランティア活動などのより良い地域社会を築くことを目的とした活動（特定の個人、仲間や会員のみの固有の私益の追求や政治、宗教活動を目的とするもの、公益を害する恐れのある活動を除く）」とします。
住民自治協議会	自治基本条例に定められた組織で、地域に住むあらゆる人が自由に参加でき、身近に地域が抱える課題を話し合い、解決できる場として、地域住民により自発的に設置されています。
女子差別撤廃条約 (女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)	国連婦人 10 年の流れの中で 1979 (昭和 54) 年に国連総会で採択されました。日本は国籍法の改正や男女雇用機会均等法の公布、家庭科の男女共修等の措置を講じた後の 1985 (昭和 60) 年に批准しました。あらゆる分野における性による差別の禁止と差別撤廃に必要な法的措置を講じるとともに、法制度だけでなく、慣習や慣行等個人の意識を変革するよう求めています。
ストーカー規制法 (ストーカー行為等の規制等に関する法律)	ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を求めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穏に資することを目的として 2000 (平成 12) 年 5 月に施行された法律。2013 (平成 25) 年の改正では、電子メールの送信が規制の対象となり、禁止命令等をすることができる公安委員会等が拡大されました。
セクシュアルハラスメント	相手の意に反した性的な発言や言動で、身体への不必要的接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、多くの人の目にふれる場所へのわいせつな写真等の掲示、性的な冗談やからかいなど様々なものが含まれます。1999 (平成 11) 年 4 月からの改正男女雇用機会均等法の施行によって、職場のセクハラ防止のため、事業主には雇用管理上の配慮義務が課せられています。
専門外来	特定の臓器や病気、症状について、専門的な診断・治療をする外来です。ここでは、内科や外科、婦人科といった従来の診療科の分類に属さず、女性の心と体を総合的に診察する女性専門外来を指しています。

た 行	
男女共同参画社会	男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会をいいます。
男女共同参画ネットワーク会議	男女共同参画社会の実現に賛同する伊賀市内の団体等で組織された会議です。
DV防止法	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律。 女性に対する暴力は女性への重大な人権侵害であると捉え、人権擁護と男女平等の実現を図るために、配偶者からの暴力の防止、被害者の保護を目的として作られた法律です。2013（平成25年）年の改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされました。
デートDV	同棲していない恋人同士での身体、言葉、態度による暴力のことを表します。
ドメスティック・バイオレンス（DV）	夫婦や恋人など親密な間柄にある男女間で起こる身体的・精神的・性的な暴力を指します。物理的な暴力だけでなく、脅し、罵り、無視、言動の制限・強制、苦痛を与えることなども含まれます。 2001（平成13）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が施行され、加害者への罰則規定と被害者の救済が法律で規定されました。
な 行	
認定農業者制度	1993（平成5）年に施行された、「農業経営基盤強化促進法」に基づく制度。具体的には、計画的に自らの農業経営の改善を図っていこうとする農業者が、おおむね5年後を見通した「農業経営改善計画」を作成し、市町村の認定を受ける制度です。
は 行	
パートタイム労働法	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律。 日本の経済活動を支えるものとしてパートタイム労働力の比重が増すなかで、その労働条件の不明瞭さからさまざまな問題が浮き彫りにされてきました。この法律はこれらの問題を解決し、短時間労働者が能力を有効に発揮できること、またその福祉の増進が図られることを目的としています。
パワーハラスメント	同じ職場で働くものに対して、職務上の地位や人間関係など職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させる行為のことをいいます。
ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することを指します。

ま 行	
マタニティハラスメント	働く女性が妊娠・出産をきっかけに、職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、妊娠・出産を理由とした解雇や雇い止めで不利益を被ったりするなどの不当な扱いを受けることをいいます。
ら 行	
ライフステージ	人の一生のなかで節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職、家族の介護等）によって区分される生活環境の段階や、年齢によって区分される幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期などのそれぞれの段階を指します。
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	個人、特に女性の健康を保障する考え方。健康とは、疾病や病弱でないことではなく、身体的、精神的及び社会的に良好な状態にあることを意味します。リプロダクティブ・ライツは、それをすべての人々の基本的人権として位置付ける理念です。 リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、これら関連して、思春期や更年期における健康上の問題等、生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。
わ 行	
ワークショップ	一方通行的な知や技術の伝達でなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学びあったり創り出したりする、双向的な学びと創造のスタイルです。
ワーク・ライフ・バランス	仕事と仕事を離れた個人の生活の両方について、どちらかが犠牲になることなく、それぞれをバランスよく充実させていくという考え方を指します。

第3次伊賀市男女共同参画基本計画

～ だれもが輝く男女共同参画社会の実現をめざして ～

発行年月 2016（平成28）年3月

発 行 伊賀市

編 集 〒518-0873 三重県伊賀市上野丸之内 500 番地

人権生活環境部人権政策・男女共同参画課

電 話 0595-22-9632

F A X 0595-22-9666

U R L <http://www.city.iga.lg.jp>

